

## 『補償業務管理者実務経歴書』 記載注意事項

### 【基本事項】

- ・受注した契約ごとに、契約日の古いものから順に記載する。
- ・公共事業の起業者から直接受注した業務（元請け）のみ記載する。  
（※下請業務は、本経歴に入らないので記載できない。）

### 【期間】

- ・期間は、受注した業務の契約期間を記載する。

### 【実務経験年数】

- ・実務経験年数は、契約期間のうちで、当該業務に本人が直接従事した日数を合計し、30日を1月、20日を0.7月、15日を0.5月、10日を0.3月、3日を0.1月として記載する。
- ・申請部門を他の部門の業務と一括受注した場合は、申請部門に係る従事期間を算定する。  
（※同じ「期間」に重複する契約がある場合、暦年（こよみ上の1年間）で補償業務の通算期間が1年間を超えることはできない。）

### 【業務の内容】

- ・企業名、所属部課名、役職名、業務名、業務内容、業務上の役割（担当者、主任担当者）等を可能な限り具体的に記載する。
- ・契約件名では、土地収用又は使用の対象となりうる公共事業であることが分からない場合には、収用適格事業及び当該部門の業務であることが分かるように事業名・業務内容を記載する。

#### <参考>

契約件名から公共事業と判断がつかないケースは、具体的に

- 〇〇国道改築事業に伴う用地調査
  - 〇〇河川改修事業に伴う用地調査
  - 土地改良に伴う用排水路敷用地調査 等
- と記載する。

### 【契約金額の記載】

- ・申請部門の業務を他の部門の業務と一括受注した場合は、全体受注額を記載し、そのうちの申請部門（業務内容）に係る金額を記載する。

### 【証明者と被証明者との関係】

- ・従前勤めていた会社が倒産した場合等「証明者」が不明な場合は、各地方整備局等補償コンサルタント登録事務担当者にお問い合わせのうえ記載すること。

◆各部門の資格要件

【土地調査部門】

業務内容：土地の権利者の氏名及び住所、土地の所在、地番、地目及び面積並びに権利の種類及び内容に関する調査並びに土地境界確認等の業務

対象業務：用地測量（測量法第3条に規定する測量は除外）及び用地調査とする。  
敷地調査、境界杭打設、道路台帳作成、土地区画整理事業の実施に伴う測量、不動産鑑定に伴う土地調査、不動産の表示に関する登記に伴う測量・境界確認業務等は、補償業務に該当しない。

＜実務経験年数の参考期間＞

金額	期間
50万円以下	0.5月以下
100万円以下	1.0月以下
300万円以下	1.5月以下
500万円以下	2.0月以下
700万円以下	2.5月以下
900万円以下	3.5月以下
1,300万円以下	5.0月以下
1,700万円以下	6.5月以下

【土地評価部門】

業務内容：① 土地の評価のための同一状況地域の区分及び土地に関する補償金算定業務又は空間若しくは地下使用に関する補償金算定業務  
② 残地等に関する損失の補償に関する調査及び補償金算定業務

対象業務：補償コン登録規程上の土地評価とは、取得等する土地（残地等に関する損失の補償を行う場合、当該残地を含む）の更地としての正常な取引価格の算定をする業務をいい、不動産の鑑定評価に関する法律第2条で定める「不動産の鑑定評価」は含まないものとする。

＜実務経験年数の参考期間＞

金額	期間
50万円以下	0.5月以下
100万円以下	1.0月以下
200万円以下	1.5月以下
300万円以下	2.0月以下
500万円以下	3.5月以下
700万円以下	4.5月以下
900万円以下	5.5月以下

【物件部門】

業務内容：① 木造建物、一般工作物、立木又は通常生ずる損失に関する調査及び補償金算定業務  
② 木造若しくは非木造建築物で複雑な構造を有する特殊建築物又はこれらに類する物件に関する調査及び補償金算定業務

対象業務：測量業務に付随する立木調査は、物件部門の業務としては取り扱わない。  
測量業務に付随する立木調査等の解釈については、少量（支障木伐採）調査を指すものである。  
事業損失調査の実務経験は、物件部門の実務経験としては認められない。

＜実務経験年数の参考期間＞

金額	期間
50万円以下	0.5月以下
100万円以下	1.0月以下
300万円以下	1.5月以下
500万円以下	2.5月以下
800万円以下	3.5月以下
1,200万円以下	4.5月以下
1,700万円以下	6.0月以下
2,300万円以下	7.5月以下

**【機械工作物部門】**

業務内容：機械工作物に関する調査及び補償金算定業務

機械工作物の定義：機械設備を対象とし、生産設備、附帯工作物、庭園及び墳墓等を含まないものとする。

**<実務経験年数の参考期間>**

金額	期間
50万円以下	0.5月以下
100万円以下	1.0月以下
200万円以下	1.5月以下
300万円以下	2.0月以下
500万円以下	4.0月以下

**【営業補償・特殊補償部門】**

業務内容：① 営業補償に関する調査及び補償金算定業務

② 漁業権等の消滅又は制限に関する調査及び補償金算定業務

**<実務経験年数の参考期間>****(営業補償)**

金額	期間
50万円以下	0.5月以下
100万円以下	1.0月以下
300万円以下	2.0月以下
600万円以下	3.5月以下
900万円以下	4.5月以下

**(特殊補償)**

金額	期間
50万円以下	0.5月以下
100万円以下	1.0月以下
200万円以下	1.5月以下
400万円以下	3.5月以下
700万円以下	6.0月以下

**【事業損失部門】**

業務内容：事業損失（注）に関する調査及び費用負担の算定業務

（注）事業損失とは、事業施行中又は事業施行後における日陰等により生ずる損害等をいう。

**<実務経験年数の参考期間>**

金額	期間
50万円以下	0.5月以下
100万円以下	1.0月以下
200万円以下	1.5月以下
300万円以下	2.0月以下
400万円以下	2.5月以下
700万円以下	4.0月以下
1,000万円以下	6.5月以下

**【補償関連部門】**

- 業務内容：① 意向調査（注1）、生活再建調査（注2）その他これらに関する調査業務
- ② 補償説明及び地方公共団体等との補償に関する連絡調整業務
- ③ 事業認定申請図書等の作成（注3）業務
- （注1）意向調査とは、事業に対する地域住民の意向に関する調査をいう。
- （注2）生活再建調査とは、公共事業の施行に伴い講じられる生活再建のための措置に関する調査をいう。
- （注3）事業認定申請図書等の作成とは、起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための相談用資料（事業認定申請図書（案））の作成、事業認定庁との事前相談の完了に伴う本申請図書等の作成及び裁決申請図書作成等をいう。

**＜実務経験年数の参考期間＞**

（補償説明）

金額	期間
50万円以下	0.5月以下
100万円以下	1.0月以下
200万円以下	1.5月以下
400万円以下	2.5月以下
600万円以下	4.5月以下
800万円以下	5.5月以下
1,100万円以下	7.0月以下

（事業認定）

金額	期間
50万円以下	0.5月以下
100万円以下	1.0月以下
200万円以下	2.5月以下
400万円以下	3.0月以下
600万円以下	5.0月以下

**【総合補償部門】**

- 業務内容：① 公共用地取得計画図書の作成業務
- ② 公共用地取得に関する工程管理業務
- ③ 補償に関する相談業務
- ④ 関係住民等に対する補償方針に関する説明業務
- ⑤ 公共用地交渉業務（注）
- （注）公共用地交渉業務とは、関係権利者の特定、補償額算定書の照会及び交渉方針の策定等を行った上で、権利者と面接し、補償内容の説明等を行い、公共事業に必要な土地の取得等に対する協力を求める業務をいう。